

(案)

幼稚園内への地域型保育事業所（小規模保育事業所等）の設置について（今後の取扱い）

幼稚園内への地域型保育事業所（小規模保育事業所等）の設置について、幼稚園等からの要望も踏まえ、待機児童解消や地域型保育事業所卒園後の児童の受け皿確保等の観点から、本市において今後は可能とし、その具体的な内容等は次のとおりとします。

なお、認可保育所内や認定こども園内への地域型保育事業所の併設は従来どおり不可とします。

1. 幼稚園内への地域型保育事業所の設置について

○幼稚園舎を改修し、小規模保育事業所を設置することを可能とする。 ※小規模保育事業の認可基準等（裏面の主な遵守事項等参照）への適合が必要。

○施設整備補助金について、これまで小規模保育事業の補助対象（※）は賃貸物件のみで、自己所有物件の改修は対象外であったが、幼稚園舎の多くが自己所有物件であること等を考慮し、自己所有物件の改修（新築は除く）も補助対象とする。

（※）大阪市では地域型保育事業の整備補助対象は「小規模保育事業A型で定員19名のみ」

2. 利用児童について

現に2歳児保育や満3歳保育を行っている幼稚園があることを考慮し、幼稚園内への地域型保育事業所の設置に際して、自主整備（本市からの整備補助金なし）の場合にあつては、2歳児のみや1～2歳児のみ等、定員設定のない歳児がある保育（以下「特定歳児保育」という）を可能とする。

ただし、特定歳児保育を行う場合、当該幼稚園は連携先として当該地域型保育事業所卒園後の受け皿となり、保育を継続することを必須とする。

幼稚園内への地域型保育事業所の整備条件（まとめ）

	要件	整備方法	特定歳児保育の可否	連携先への卒園枠受入設定
補助金整備	・小規模保育事業（A型） での応募（定員19名）	・空き教室などの改修 【整備地域】 公募地域のみ	不可 （0～2歳児までの全年齢の 定員設定は必須）	国が設けている経過措置（平成31年度までの猶予）を適用
自主整備	・家庭的保育事業（1～5名）、小規模保育事業（A型）（6～19名）など、施設種別に応じた定員	・空き教室などの改修 ・新築 【整備地域】 市内全域可	可能 （例：1～2歳児のみ、2歳児のみ）	【0～2歳児保育の場合】 平成31年度まで猶予あり 【特定歳児保育の場合】 必須とする（猶予規定を適用しない）

幼稚園内への地域型保育事業所設置・運営に係る主な留意事項（遵守事項等）

○地域型保育事業の基準を満たす必要

- ・（施設基準）避難経路を確保していること、建築確認の検査済証があること、新耐震基準を満たすこと、など。
- ・（設備基準）沐浴設備、幼児用トイレなど。
- ・ 2歳児のみの地域型保育事業所を実施する場合でも沐浴設備は必要。

○地域型保育事業所と幼稚園との兼任及び共用について

- ・ 職員の兼任は不可。
- ・（設備等共用不可）保育室、衛生設備（幼児用トイレ、幼児用手洗い、沐浴設備、汚物槽、職員トイレ ※保育室内に設置）。
- ・（設備等共用可） 玄関や廊下、職員室など。

○地域型保育の卒園後の受け皿となり卒園後の子どもが通うこととなる場合、預かり保育の実施にあたっては、当該子どもの保護者の就労状況に合わせた地域型保育事業所通園時と同様の保育時間及び夏休み等の長期休業期間中における開園となるよう配慮することとする。また、地域型保育事業所への入所にあたっては、子どもの保護者に対し、重要事項説明の際に預かり保育の内容についても周知すること。

○区が利用調整を行い入所を決定するため、地域型保育事業所の入所者を幼稚園側で決定はできない。

○幼稚園内への地域型保育事業所の設置にあたっては、認可変更が必要かなど、大阪府へ事前に相談すること。